

件名

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〕七十六 略</p> <p>七十六の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する最終指定親会社の信用リスクの変動に係るものを除く。</p> <p>〔七十六の三〕百十七 略</p> <p>第二条の二 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファ比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生ずるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>〔一〕七十六 同上</p> <p>七十六の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引及びレポ形式の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する最終指定親会社の信用リスクの変動に係るものを除く。</p> <p>〔七十六の三〕百十七 同上</p> <p>第二条の二 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー</p>

ーに係る信用リスク・アセットの額並びにCVAリスク相当額を除く。次号において同じ。)の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額(ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を除き、簡易的方式採用最終指定親会社にあつては、第二百七十一条第一項各号に掲げるリスク・カテゴリーに対するマーケット・リスク相当額のうち個別リスクの額に係るもの。次号において同じ。)の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率(二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント)に、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 「略」

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)  
第三十一条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てに該当する金融商品取引業者、最終指定親会社及び最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社並びに外国証券業者に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第三十条の規定によることができる。

ーに係る信用リスク・アセットの額を除く。)の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率(二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント)に、信用リスク・アセットの額(ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。)の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 「同上」

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)  
第三十一条 「同上」

2 前項の場合を除き、金融商品取引業者、最終指定親会社及び最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社並びに外国証券業者が外国の法令に準拠して設立され、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う場合にあつては、当該金融商品取引業者、最終指定親会社及び最終指定親会社に

- 一 外国の法令に準拠して設立され、かつ、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う者であること。
- 二 設立された国又は地域の金融当局の定めるところにより自己資本比率規制金融機関に準ずる者と認められた者であること。

(リスク・ウェイトのみなし計算)

#### 第四十三条の四 「略」

##### 2 「略」

3 前項の場合において、標準的手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用最終指定親会社を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

##### 4 「略」

準ずる外国の会社、経営管理会社並びに外国証券業者に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該国又は当該地域の金融当局が定めるところにより判定するものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

(リスク・ウェイトのみなし計算)

#### 第四十三条の四 「同上」

##### 2 「同上」

3 前項の場合において、標準的手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用最終指定親会社を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

##### 4 「同上」

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 「略」

7 前項の場合において、標準的手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用最終指定親会社を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とある

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 「同上」

7 前項の場合において、標準的手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用最終指定親会社を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とある

のは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔8～10 略〕

(S A — C C R)

第四十七条 「略」

2 「略」

3 前項のボラティリティ調整率（H）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一 マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

H<sub>10</sub>は、第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

N<sub>R</sub>は、ネットインゲ・セットに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該

のは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔8～10 同上〕

(S A — C C R)

第四十七条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

N<sub>S</sub>は、ネットインゲ・セット（以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）

H<sub>10</sub>は、第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

原資産を受け渡すこととなつてゐる場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。)のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

$T_M$ は、第七十六条第二項第一号に定める最低保有期間

11 [並]

[4~9 並]

17 指値の指定は、その時価を算出するに際して、 $RC$ が、次の算式を用いて算出される。

$$RC = \max\{\sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0)\} - \max\{C_{MA}, 0, 0\} + \max\{\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)\} - \min\{C_{MA}, 0, 0\}$$

$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - Hf_{x_{MA,collect}})$$

$$-C_{MA,post} \times (1 + H_{C_{MA,post}} + Hf_{x_{MA,post}})$$

$NS$ は、ネットインゲ・セット (以下この項及び次項において同じ。)

$MA$ は、マージン・アグリメント (以下この項及び次項において同じ。)

$V_{NS}$ は、 $NS$ に含まれる取引の時価の合計額

$C_{MA}$ は、 $MA$ の下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA,collect}$ は、 $MA$ の下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$H_{C_{MA,collect}}$ は、 $MA$ の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテイル率調整率

$Hf_{x_{MA,collect}}$ は、 $MA$ の下において、適格金融資産担保を受

$N_{RI}$ は、値洗いの間隔 (営業日数) 又は $NS$ に含まれる取引の残存期間 (当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなつてゐる場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。)のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

$T_M$ は、第七十六条第二項第一号に定める最低保有期間

11 [匡4]

[4~9 匡4]

17 [匡4]

$$RC = \max\{\sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0)\} - \max\{C_{MA}, 0, 0\} + \max\{\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)\} - \min\{C_{MA}, 0, 0\}$$

$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - Hf_{x_{MA,collect}})$$

$$-C_{MA,post} \times (1 + H_{C_{MA,post}} + Hf_{x_{MA,post}})$$

$MA$ は、マージン・アグリメント (以下この項及び次項において同じ。)

$V_{NS}$ は、 $NS$ に含まれる取引の時価の合計額

$C_{MA}$ は、 $MA$ の下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA,collect}$ は、 $MA$ の下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$H_{C_{MA,collect}}$ は、 $MA$ の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテイル率調整率

$Hf_{x_{MA,collect}}$ は、 $MA$ の下において、適格金融資産担保を受



け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

$C_{MA,post}$  は、 $MA$  の下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されたり、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

$H_{C_{MA,post}}$  は、 $MA$  の下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類にに応じて適用するボラテイル率調整率

$H_{F_{C_{MA,post}}}$  は、 $MA$  の下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

18 「略」

（クレジット・デリバティブに関する条件）

第九十六条 標準的手法採用最終指定親会社はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合には、当該クレジット・デリバティブは、第九十四条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

【一〇七 略】

（事業法人等向けエクスポージャーの EAD）

第三百三十四条 「略」

2 「略」

け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

$C_{MA,post}$  は、 $MA$  の下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されたり、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

$H_{C_{MA,post}}$  は、 $MA$  の下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類にに応じて適用するボラテイル率調整率

$H_{F_{C_{MA,post}}}$  は、 $MA$  の下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

18 「同上」

（クレジット・デリバティブに関する条件）

第九十六条 標準的手法採用最終指定親会社はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合は、当該クレジット・デリバティブは、第九十四条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

【一〇七 同上】

（事業法人等向けエクスポージャーの EAD）

第三百三十四条 「同上」

2 「同上」

3 先進的内部格付手法採用最終指定親会社が先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのうち、リボルビング型エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の推計値を乗じた額又は信用供与枠から直接的に推計される額とする。ただし、基礎的内部格付手法採用最終指定親会社において百パーセントの掛目が適用される場合にあつては掛目として百パーセントを乗じた額とし、リボルビング型エクスポージャーに該当しない場合にあつては第五項に規定する方法により算出した額とする。

〔4〕9 略〕

（内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットのみなし計算）

第四百四十四条 〔略〕

〔2〕5 略〕

6 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあつては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

〔一・二 略〕

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー

一 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規

3 先進的内部格付手法採用最終指定親会社が先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのうち、リボルビング型エクスポージャーの信用供与の信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の推計値を乗じた額又は信用供与枠から直接的に推計される額とする。ただし、基礎的内部格付手法採用最終指定親会社において百パーセントの掛目が適用される場合にあつては掛目として百パーセントを乗じた額を、リボルビング型エクスポージャーに該当しない場合にあつては第五項に規定する方法により算出した額とする。

〔4〕9 同上〕

（内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットのみなし計算）

第四百四十四条 〔同上〕

〔2〕5 同上〕

6 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー

一 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規

定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7

〔略〕

8

前項の場合において、内部格付手法採用最終指定親会社保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

〔一・二 略〕

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャ

一 当該内部格付手法採用最終指定親会社を当該エクスポ

定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7

〔同上〕

8

〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャ

一 当該内部格付手法採用最終指定親会社を当該エクスポ

「ジャーを直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

「9」11 略」

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第二百二十条 「略」

2 「略」

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

「一」四 略」

五 エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われるものとする。

「4・5 略」

（計算方法）

第二百二十一条 内部格付手法採用最終指定親会社は、エクス

「ジャーを直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

「9」11 同上」

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第二百二十条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一」四 同上」

五 エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計を行うものとする。

「4・5 同上」

（計算方法）

第二百二十一条 「同上」

ポージャー変動額推計モデルを用いる場合には、法的に有効な相対ネットイング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額を次の算式により算出するものとする。

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + (\text{算出基準日の前営業日におけるエクスポージャー変動額推計モデルによるエクスポージャー変動額の推計値})$$

E\*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）  
ΣEは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引のエクスポージャーの額の合計額  
ΣCは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の担保の額の合計額

（CVAリスク相当額の算出）

第二百四十八条の二 「略」

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引又は最終指定親会社の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引（重要性が低いものを除く。）をいう。

【一〇三 略】

（マージン・アグリーメント）

第二百四十八条の四の三十五 「略」

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + (\text{算出基準日の前営業日におけるエクスポージャー変動額推計モデルによるエクスポージャー変動額の推計値})$$

E\*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）  
ΣEは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引のエクスポージャーの額の合計額  
ΣCは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の担保の額の合計額

（CVAリスク相当額の算出）

第二百四十八条の二 「同上」

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引又は最終指定親会社の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引（重要性が低いものを除く。）をいう。

【一〇三 同上】

（マージン・アグリーメント）

第二百四十八条の四の三十五 「同上」

2 マージン・アグリメントを締結した取引相手方に係る将来エクスポージャーの算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

【一・二 略】

三 エクスポージャーの計測をする時点の直前の一定期間内に取引相手方との間で担保の授受をしないことを前提とすること。この場合において、当該一定期間の日数は、次のイ又はロに掲げるリスクのマージン期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める最低期間を下回らないものとする。

イ レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引並びに間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るリスクのマージン期間 四十N営業日（Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められている場合にあつては一とする。ロにおいて同じ。）

ロ 「略」

ト) (中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十八条の五 第三章及び第四章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

【一・二 略】

三 最終指定親会社が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百四十八条の二第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・

2 「同上」

【一・二 同上】

三 「同上」

イ レポ形式の取引及び間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るリスクのマージン期間 四十N営業日（Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められている場合にあつては一とする。ロにおいて同じ。）

ロ 「同上」

ト) (中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十八条の五 「同上」

【一・二 同上】

三 最終指定親会社が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百四十八条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エ

「エクスポージャー」という。」

(リスク・ファクターの特定)

第二百五十二条 内部モデル方式のリスク・ファクターは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターがトレーディング・デスクのリスク管理モデルに含まれない場合には、その理由を示すものとする。

〔二十 略〕

(ファンドへの出資の取扱い)

第二百六十二条の二 「略」

2 「略」

3 ファンドへのエクイティ出資が第十一条の第三項第二号に掲げる出資に該当しない場合には、当該ファンドへの出資に対する所要自己資本の計算は、次の各号に掲げるポジションの区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

一 「略」

二 ネット・ショート・ポジション マーケット・リスク相  
当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに  
百パーセントを乗じて得た額を自己資本の額から控除する  
方法

(カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び  
相関)

「エクスポージャー」という。」

(リスク・ファクターの特定)

第二百五十二条 「同上」

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターがトレーディング・デスクの内部リスク管理モデルに含まれない場合には、その理由を示すものとする。

〔二十 同上〕

(ファンドへの出資の取扱い)

第二百六十二条の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 ネット・ショート・ポジション マーケット・リスク相  
当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに  
百パーセントを乗じて得た額を所要自己資本の額から控除  
する方法

(カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び  
相関)

第二百六十五条の二 「略」

〔2・3 略〕

4 第二百六十条の三第五項及び前項の規定にかかわらず、各リスク・クラスのカーベチャールリスクにおいて、同一バケツト内のリスク加重後の感応度の合算は、第一項の規定により分類したバケツトが第二百六十三条の三第一項第一号の表中バケツト番号16、第二百六十三条の四第一項第一号の表中バケツト番号16、第二百六十三条の五第一項第一号の表中バケツト番号25又は第二百六十四条第一項第一号の表中バケツト番号11に該当する場合には、次の算式によるものとする。

$$K_{b(\text{other bucket})} = \max \left( \sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k \max(CVR_k^-, 0) \right)$$

5 「略」

(証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ  
ーケツト・リスク相当額の算出)

第二百六十九条の二 「略」

2 「略」

3 証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ  
ーケツト・リスク相当額の合計額は、次の算式を用いて算出  
するものとする。

$$DRC_{CTP} = \max \left[ \sum_b (\max[DRC_b, 0] + 0.5 \times \min[DRC_b, 0]), 0 \right]$$

$DRC_b$

第二百六十五条の二 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

$$K_{b(\text{other bucket})} = \max \left( \sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k (CVR_k^-, 0) \right)$$

5 「同上」

(証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ  
ーケツト・リスク相当額の算出)

第二百六十九条の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

$$DRC_{CTP} = \left[ \sum_b (\max[DRC_b, 0] + 0.5 \times \min[DRC_b, 0]), 0 \right]$$

$DRC_b$



$$= \left( \sum_{i \in \text{Long}} RW_i \cdot \text{net}T D_i \right) - HBR_{CTP} \cdot \left( \sum_{i \in \text{Short}} RW_i \cdot |\text{net}T D_i| \right)$$

$$HBR_{CTP} = \frac{\sum_{i \in \text{Long}} \text{net}T D_i}{\sum_{i \in \text{Long}} \text{net}T D_i + \sum_{i \in \text{Short}} |\text{net}T D_i|}$$

$DRG_{CTP}$ は、証券化商品（CTP）のデフォルト・リスクに対するマーカーケット・リスク相当額

$DRG_b$ は、バケット**b**におけるデフォルト・リスクに対するマーカーケット・リスク相当額

は、バケット**b**に属する商品

$RW_i$ は、商品*i*に適用するリスク・ウエイト

$HBR_{CTP}$ は、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオに含まれる全てのポジションを用いて算出した証券化商品（CTP）のヘッジ効果の係数

（ILMの算出方法）

第二百八十四条 ILMの値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

- 一 B Iの額が千億円を超えており、かつ、第二百八十八条第一号に定める基準を満たす場合 直近十年間の内部損失データのうち、特殊損失（第二百九十五条の規定により除外することができる損失をいう。以下この章において同じ。）を除く二百万円を超える全てのネット損失（同号トに規定するネットの損失をいう。）を用いて算出した直近十年間のオペレーショナル・リスク損失の年間平均額に十五を乗じて得た額（以下この号において「損失実績」という

$$= \left( \sum_{i \in \text{Long}} RW_i \cdot \text{net}T D_i \right) - HBR_{CTP,b} \cdot \left( \sum_{i \in \text{Short}} RW_i \cdot |\text{net}T D_i| \right)$$

$$HBR_{CTP,b} = \frac{\sum_{i \in \text{Long}} \text{net}T D_i}{\sum_{i \in \text{Long}} \text{net}T D_i + \sum_{i \in \text{Long}} |\text{net}T D_i|}$$

$DRG_{CTP}$ は、証券化商品（CTP）のデフォルト・リスクに対するマーカーケット・リスク相当額

$DRG_b$ は、バケット**b**におけるデフォルト・リスクに対するマーカーケット・リスク相当額

は、バケット**b**に属する商品

$RW_i$ は、商品*i*に適用するリスク・ウエイト

$HBR_{CTP,b}$ は、証券化商品（CTP）のバケット**b**におけるヘッジ効果の係数

（ILMの算出方法）

第二百八十四条 「同上」

- 一 「同上」

。)を用いて、次の算式により算出する方法

$$ILM = \ln \left( \exp(1) - 1 + \left( \frac{LC}{BIC} \right)^{0.8} \right)$$

ILM は、内部損失乗数

$\ln(x)$  は、 $x$  の自然対数

$\exp(x)$  は、自然対数の底を  $x$  乗した値

LC は、損失実績

BIC は、事業規模要素

[11~14 監]

2

[監]

$$ILM = \ln \left( \exp(1) - 1 + \left( \frac{LC}{BIC} \right)^{0.8} \right)$$

ILM は、内部損失乗数

$\ln(x)$  は、 $x$  の自然対数

$\exp(x)$  は、自然対数の底を  $x$  乗した値

LC は、損失実績

BIC は、事業規模要素

[11~14 監]

2

[監]

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

2 この告示による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件第二条の二第四項各号及び第四十七条第三項第一号の規定の適用については、この告示の適用の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。